

平成31年第6回教育委員会定例会
(3月29日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成31年3月29日(金)午後2時30分から午後3時30分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀

出席者

事務局次長	田中 充
庶務課長 兼事務局副参事	小澤 隆
学務課長	山田 安宏
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	吉本 由紀
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 議案審議

第7号議案 東京都台東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

第8号議案 東京都台東区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則

第9号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

第10号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

第11号議案 東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第12号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第13号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則

の一部を改正する規則

第14号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第15号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第16号議案 東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則

第17号議案 東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則

第18号議案 東京都台東区教育委員会事案決定規程の一部改正について

第19号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について

第20号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

ア 平成31年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 私立幼稚園教諭宿舍借上げ支援事業について

ウ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

エ 区立小学校児童数増加への対応について

(3) 指導課

オ 平成31年4月1日付教職員異動状況について

2 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 区民文教委員会【臨時】における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 予算特別委員会における審議事項について

午後2時30分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成31年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、樋口委員をお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日の会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

日程第1 議案審議

第7号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第7号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第7号議案、東京都台東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。

本案は、教育委員会の円滑な運営を図る観点から、規定の整備を図るものでございます。恐れ入りますが、別途の新旧対照表、こちらのほうをご覧くださいませでしょうか。別途についております、新旧対照表をご覧ください。

改正するところをご説明させていただきますと、第2条の傍聴の手続き等につきましては、2項、3項をそれぞれ、現状に合わせまして改正をするものでございます。

第3条の傍聴できない者、第7条の撮影及び録音等の承認につきましては、音響機器及び通信機器などの現状を踏まえまして、改正をするものでございます。

第9条の傍聴人の退場につきましても、現状に合わせて改正を行うものでございます。

別記の第1号様式、第2号様式につきましては、恐れ入りますが、先ほどの議案につけております様式のほうをご覧ください。

先ほどご説明させていただきました、第2条傍聴の手続き等、あと第7条の撮影及び録音等の承認の改正を踏まえまして、それぞれ様式の変更及び新設をするものでございます。

それぞれ、施行期日は平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。本議案につきまして、議案のとおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第8号議案

矢下教育長 次に第8号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第8号議案、東京都台東区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則につきまして、ご説明をさせていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本規則により、実は事務執行の責任者としての教育長の職務代理者として、事務局次長、庶務課長が指定されておりましたが、平成27年の法改正によりまして、教育委員長と教育長が一体化した、新教育長が設定・設置をされたため、本規則を廃止するものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

説明は以上でございます。本議案につきまして、原案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより、採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第9号議案

第10号議案

第14号議案

矢下教育長 次に、第9号議案を議題といたします。

なお、関連する第10号議案及び第14号議案についても、一括して議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

指導課長 第9号議案、東京都台東区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は、本年2月15日に本委員会でご決定いただき、2月27日に議決いたしました、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

なおこれは、教育委員会が任命権者である幼稚園教員について、園長に権限が委任される事務に関する条例でございます。

それでは、本規則の改正内容についてご説明いたしますので、別紙の新旧対照表をご覧ください。

ください。第2条第1項第27号について、引用元の条例が第10条だけであったものが、第10条第1項となったことに伴う変更でございます。

この規則は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第10号議案、東京都台東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は、本年2月27日に議決いたしました、東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。なお、これは区長が任命権者である、区費事務職員等について、教育委員会教育長に権限が委任される事務に関する条例でございます。

それでは、本規則の改正内容について、ご説明いたしますので、別紙新旧対照表をご覧ください。本則中の(3)について、引用もとの条例が、第9条だけであったものが、第9条第1項となったことに伴う変更でございます。この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第14号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は、本年2月15日に本委員会でご決定いただき、2月27日に議決いたしました、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴う同条例施行規則の改正でございます。本条例の改正では、幼稚園教員の超過勤務の上限時間等を教育委員会規則に委任する旨をご説明したところでございますが、この度、特別区人事委員会より、本規則の参考例が示されましたので、これに合わせて改正するものでございます。

それでは、本規則の改正内容についてご説明いたしますので、別紙、新旧対照表をご覧ください。まず、第7条第1項及び第3項は、引用元の条例第10条に第2項が追加されたことに伴う変更でございます。

次に、第7条の2の新設につきましては、教育委員会規則に委任された超過勤務の上限時間等について、第1項から第4項のとおり定めるものでございます。第1項では、第1号から、裏面まで続きます第3号までの各ケースにより、上限時間を定めるものでございます。順序は前後いたしますが、まず第3号についてご説明いたします。第3号では、他律的業務という言葉が使用され、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務の比重が高い部署についての規定ではございますが、幼稚園教員については、そもそも超過勤務命令ができる業務が、他の条例で3項目に規定されているため、他律的業務の考え方は適応いたしません。

第1号に戻りますが、第1号では、原則として、1カ月につき45時間、年間では、360時間と定めております。幼稚園教諭については、この基準を適応いたします。第2号は、他律的業務の比重が高い職場から、そうでない職場に移動した場合の取り扱いを定めたものでございます。幼稚園教員は、他律的業務の比重が高い職場ではないことから、基本的には、想定されないものでございますが、幼稚園教員は区の職員であるため、例えば、庁舎内の

他律的業務の比重が高い職場に配置された幼稚園教員が、年度途中で幼稚園に移動することを想定し、これに対応するために定めるものでございます。詳細については、資料のとおりでございます。

裏面の第2項では、大規模災害への対処、その他の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要するものと教育委員会が認める特例業務については、上限時間の規定を適応しないことを定めるものでございます。

第3項では、特例業務として、上限時間を超えて超過勤務を命ずるときは、最小限にするよう配慮することや、当該超過勤務の要因の整理・分析等を行うことを定めるものでございます。

最後の第4項では、第3項に関して、必要な事項は教育委員会が定めることとするものでございます。この規則は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上3案につきまして、よろしくご審議の上、いずれもご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問がありましたらどうぞ。

垣内委員 1点だけ確認したいのが、第14号議案のこの超過勤務の時間数ですけれども、1月で、45時間、1年で360時間。これは実態に合っているのでしょうか。

指導課長 幼稚園教員の場合の超過勤務を園長が命ずる場合というのは非常に限られ、異例のことであるかと思いますので、この時間内には、十分に収まるものと考えております。

高森委員 この超過勤務の手続き・手順はどのようになるのでしょうか。

指導課長 これは、基本的に管理職である園長の命令に基づきます。

高森委員 わかりました。

垣内委員 実態として、園長が超過勤務を命じないまま働くということはないということなのでしょうか。

指導課長 教員は、自主的、創造的に勤務をしているという時間については、超過勤務とはなりませんので、超過勤務をする場合というのは、本当に限られた場合しかないかなというふうに思います。

高森委員 そうすると、例えば恒常的な超過勤務の実態がある場合に、園長としては、仕事をそこでやめて帰りなさいということは、言えないわけではないのですよね。そのあたりの解釈を教えてください。

指導課長 超過勤務をしているというか、自主的に業務をしている場合で、夜8時とかになったときに、管理職としては、やはり健康上の問題もあるので、早く退勤するよう促してはいるところではございますが、あくまでも教員本人の自主性に基づくところから、それを無理にというわけにはいきません。しかし、先般、働き方改革のプランを立てたように、在校園時間の目標がありますので、これは教育委員会として立てた目標ですので、その目標を達成のための指導はしていく必要があると思います。

高森委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので原案どおり決定いたしました。

第11号議案

矢下教育長 次に、第11号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第11号議案、東京都台東区教育委員会公印規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明をさせていただきます。

本案は、行政系人事制度の改正や、勤務の簡素化などを踏まえまして、公印の管守者及び規定整備等を図るものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第10条の公印印影の印刷については、現行は、教育長に申請し、認めるという規定になっておりますが、事務の簡素化を踏まえまして、庶務課長に申請し、認めることと改正を考えております。また、第2条関係で、人事制度の改正を踏まえまして、課長印の取り扱い主任を、当該係長又は主査となっている規定を、当該係長又は担当係長と改正するとともに、児童館の印の管守者を児童保育課長に変更するものでございます。第4号様式につきましては、前の議案のほうにお戻りいただきまして、恐れ入りますが、先ほどご説明させていただきました、公印印影の申請先の改正に伴う変更となっております、庶務課長あてに申請を出すという形になっております。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。本議案につきまして、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

ご異議ございませんので、原案どおり、決定いたしました。

第12号議案

矢下教育長 次に、第12号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第12号議案、東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。

本案は自然の村、あわ野山荘の施設の廃止などにより、規則の一部を改正するものでございます。恐れ入りますが、別添の新旧対照表をご覧ください。

課の事務分掌第10条でございますが、学務課の少年自然の家及び自然の村の管理運営に関するものを、校外施設の管理運営に関するものに、また、スポーツ振興課にたなかスポーツプラザを加える改正を行うものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。本件につきまして、原案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第13号議案

矢下教育長 次に、第13号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、第13号議案、東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、幼稚園等への薬剤師の配置に伴い規定を整備するため、提出するものでございます。

先般、こども園における東京都の監査において、担当者から、こども園にも薬剤師の配置が必要ではとの意見があり、これを受けて教育委員会として検討を行い、平成31年度から、幼稚園及びこども園へ薬剤師を配置することといたしました。お手数ですが、議案の後ろについております、新旧対照表をご覧ください。こちらの別表中に、新たに、幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師の欄を加え、報酬の額等を定め、合わせて表中の文言整理を行ってまいるのでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、本案のとおりご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 この認定こども園の範囲というのは、公設の認定こども園限定ということでよろしいでしょうか。

学務課長 はい。公設でございます。

高森委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第15号議案

矢下教育長 次に、第15号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第15号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。本案は、扶養親族の認定要件に関し、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、別添の新旧対照表をご覧ください。扶養親族の認定限度額につきまして、国や他団体との均衡を考慮し、収入合計が、年額140万円から130万円と改正をするものでございます。

付則をご覧ください。施行日は平成31年4月1日からでございます。

付則の2、経過措置をご覧ください。平成31年度に限りまして、満60歳以上の父母及び祖父母については、認定限度額を140万円未満とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第16号議案

第17号議案

矢下教育長 次に、第16号議案を議題といたします。なお、関連する第17号議案についても、一括して議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、第16号議案、東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則及び、第17号議案、東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則について、ご説明いたします。

この両案は、台東区自然の村あわ野山荘を鹿沼市へ譲渡するため、東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例を廃止することに伴い、合わせて関連する規則を廃止するために提出するものでございます。

つきましては、この両案につきまして、よろしくご協議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案とおり決定いたしました。

第18号議案

矢下教育長 次に、第18号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第18号議案、東京都台東区教育委員会事案決定規定の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、規定整備を図るものでございます。恐れ入りますが、別表の新旧対照表をご覧ください。

従前は、不服申立手続きは、処分を行った行政庁に対する異議申立てと、処分庁の上級行政庁に対する審査請求の2本立てになっておりましたが、法改正によりまして、審査請求に一本化されたことによりまして、ご覧のような規定整備を行うものでございます。施行期日は、平成31年4月1日でございます。説明は以上でございます。本議案につきまして、原案とおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案とおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案とおり決定いたしました。

第19号議案

矢下教育長 次に、第19号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第19号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の通勤手当支給規定の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。本案は改元に伴う規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、通勤届の様式をご覧ください。元号の改正に対応いたしまして、こちらのほうの様式内にございました、元号の「平成」を削除するものでございます。施行日は平成31年4月1日からでございます。

1枚おめくりいただいて、付則の2をご覧ください。現状の様式は、所要の修正を加え使用することができるということにいたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 これは、西暦表記にしようということなのでしょうか。

庶務課長 新元号が決まりましたら、新元号で記載をしてもらおうということになります。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第20号議案

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課 ア

(2) 指導課 オ

矢下教育長 次に、第20号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア及び指導課のオについても、一括して議題といたします。

まず、庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第20議案及び庶務課の報告事項ア、台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事につきましてご説明させていただきます。

第20号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、そして東京都台東区教育委員会事案決定規程の規定に基づいて提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、議案の裏面から次のページにかけまして、係長級以上の昇任・転入・新所属等について、記載いたしております。

最後の2枚目の裏面のところでございますが、こちらは参考といたしまして、教育委員会からの転出と退職について記載をしております。

議案についての説明は以上でございます。

続きまして、報告事項のアでございます。資料1をご覧ください。こちらの資料でございますが、1枚目の表裏、あと2枚目の表面につきましては、主任と一般職員についての昇任・転入・新所属・再任用・再雇用関係について記載しております。2枚目の裏面には、参考といたしまして、転出と退職を記載しております。

庶務課からの説明は以上でございます。

矢下教育長 次に、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 それでは、平成31年4月1日付教職員異動状況について、ご説明申し上げます。お手元の資料5をご覧ください。

本資料は、職層別、校種別、内転、外転入、外転出に分けて、31年4月1日付での異動者数をまとめた表でございます。概算で約260名でございました。

ちなみに、今年度の新規採用者でございますが、一番下の表、教員の行の左から3列目の、新採の合計のところ、新規採用の人数がありますが、昨年度より、16名の増加となっております。ベテラン世代の退職を迎え、この傾向は今後も続くものと予想しております。詳細につきましては、別紙をご覧ください。報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。第20号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。また、報告事項の、庶務課のア及び指導課のオについても、報告どおり了承いたします。

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課 イ

矢下教育長 それでは、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のイについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、庶務課報告事項イ、私立幼稚園教諭宿舍借上げ支援事業について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

項番1、目的でございます。私立幼稚園は、多様化する区民ニーズに応じた特色ある教

育を実現し、台東区の教育の発展に貢献しているところでございますが、そのためには、教諭の指導力向上はもとより、人材確保が必須であります。ただ、現状としまして、その人材確保と欠員補充が困難な状況となっております。そのため、幼稚園教諭用宿舍の借り上げを行う区内私立幼稚園に対して、当該経費の一部を補助することにより、人材確保及び定着促進を図り、園児に安定した良質な教育を実施することを目的とするものでございます。

項番2、事業概要でございます。(1)対象施設は、区内の私立幼稚園でございます。(2)対象職員は、対象施設に勤務する30歳未満の常勤職員といたします。(3)対象経費、(4)対象期間は、記載のとおりでございます。(5)補助額は、1戸あたり月額8万2,000円を上限とし、その2分の1を補助額といたします。つまり、1戸あたりの補助金としては、月額4万1,000円を上限として交付されるということになります。

項番3、スケジュールでございますが、今後、第2回定例会に補正予算の計上を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 適用の範囲ですが、この私立幼稚園という学校の範囲は、どこまでを指すのでしょうか。それと、私立のこども園は入らないのか、その辺はどうなのでしょう。

庶務課長 私立の幼稚園、現状で言うと7園が対象になるということになります。

高森委員 新設で開設された場合は、そこも対象に入ってくる可能性がありますね。

庶務課長 そのとおりでございます。

垣内委員 どのくらいのニーズを想定されているのですか。

庶務課長 私どものほうも実際に調査をしたところ、大体、現在私立幼稚園の先生方、常勤の先生が78名いらっしゃいます。そのうちの30歳未満の先生の割合が約50%。それで、そのうち3割くらいの方がご利用されるのかなということで、12人程度がこの制度をご利用されるのではないかとというふうに、今見積もっているところでございます。

樋口委員 これは住む場所はどこでもいいということですか、私立幼稚園の勤務者で、例えば、足立区ないしは埼玉県、千葉県でもよろしいということになりますか。

庶務課長 原則としては、やはり区内の物件ということ想定はしておりますが、なかなか区内に適切な物件が見つからない場合も当然あると思います。その場合は、通勤に支障がないと区が判断させていただいて、区外の物件も対象にさせていただこうというふうに考えています。

垣内委員 これは、新規案件ですよ。

庶務課長 新たにこの制度をつくりまして、新規にこの事業を立ち上げまして、私立幼稚園の教員の確保につなげていければというふうに考えているところでございます。

垣内委員 ぜひ定着されるのかどうか、結果を確認していただければなと思います

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のイについては、報告どおり了承いたします。

(1) 庶務課 ウ

矢下教育長 次に、庶務課のウについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、平成31年2月分にかかる「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

学務課取扱分1件でございます。小学校1年生の黄色いランドセルカバーにつきまして、ランドセルカバーが破損した場合に、新たなものを郵送または学校経由等で再度配付してほしいというご要望でございました。

続きまして、放課後対策担当取扱1件でございます。千束小学校放課後子供教室について、職員が怖いといって、子供が行きたがらない、職員に問題があるのではないかという内容でございました。

生涯学習課取扱分1件でございます。学習センターの姿見について、着付けの稽古で和室を利用しているけれども姿見が一つしかないということで、2部屋の和室に、せめてもう1台ずつ姿見を購入して欲しいという内容でございました。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。続きまして中央図書館取扱分、3件でございます。まず1点目でございますが、根岸図書館のバリアフリー化について、根岸図書館が、都営住宅の2階にあり、エレベーターがなく利用がしづらい。この方は奥様は体が不自由ということもあるので、土地の活用法も含めてバリアフリー化した根岸図書館の建設を検討してほしいというご要望でございます。

続きまして、中央図書館2点目でございますが、中央図書館について、年末は12月31日まで、年始は1月2日から開館をしてほしい。また、池波正太郎記念文庫は格式があるということで、池波正太郎に関するイベント等についての情報が全てここに集まるとよいのではないかというご提案でございました。

最後の中央図書館でございますが、中央図書館全体として、来客への配慮が足りないのではないかと。荷物でイスや机の場所取りがされたり、携帯で電話する等に対し、職員が全く注意をしない。きちんと場所取りの禁止、あるいは携帯電話を切らせる等の注意喚起をすべきではないかというご意見でございました。

それぞれ、回答を要するものについては、記載のとおりのお返事をさせていただいたところでございます。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 表面の放課後対策担当取扱分の回答のうち回答を要しない案件になるのでしょうかけれども、こういったことが声として上がってきたときに、その事業者に対して何等かのアクションを、教育委員会として起こすのでしょうか。

放課後対策担当課長 こちらの件につきましては、質問自体が本当に短くて、どういう状況でこういったことが起こったのかということも書いていなかったの、なかなか我々としても対応しづらいところではあったのですが、事業者のほうには、こういった意見が出ていますということで、何か心当たりはあるかどうか、そういったものも確認はしているのですが、心当たりがないということです。

ただ、こういったご意見が出ていますので、対応については、慎重に対応してくださいということで依頼はしているところでございます。

高森委員 適切な対応だと思います。ありがとうございます。

樋口委員 学務課の、ランドセルのカバーが破けた場合の件については、もともこのランドセルのカバーは、いわゆる区で給付したものでしょうか。

学務課長 新入学、小学校1年生に、やはり登下校時の安全確保のため、また、そういったところで、親も子も注意をしてもらうようにということで、お一人に1枚ずつ区のほうで給付をさせていただいております。

樋口委員 大幅に破損した場合には、もう代替はないということでしょうか。

学務課長 現在、実際の児童数よりも少し多めに製作をして、学務課のほうで在庫分を幾つかは持っております。これに関して、やはりもう一枚欲しいというお声がありますと、学校に相談いただいて、学務課の窓口にお越しいただいて、在庫がある間はお配りをおるところでございます。ただ、実際全員にずっとつけていなきゃいけないというものではないので、また劣化の仕方も個人個人違いますので、そのところは、様子を見ながら、保護者のほうで考えていただきたいなと思っております。

高森委員 もう1点、今の件で、例えば、2回目から有償にするということではできないのでしょうか。

学務課長 有償での対応ができないこともないとは思いますが、ただ、実際つけてから、通常のご使用であれば、かなりの期間ご利用いただけますので、その間に本来の目的である、安全確認、自分の身の安全を確保してきちんと安全に登下校することということ、そちらを身につけていただきたいということが趣旨としてはありますので、一定程度、狙いは達成できるようにはなっているのかなというふうには考えています。

樋口委員 これは私の娘の通った幼稚園・学校ですけれども、一回配付したのに関しましては、一切再配布はしないということで、自分の責任でやってくれという経験がありますので、場合によっては、そのケースでやってくれと保護者お願いするのも手ですね。

学務課長 これまで学務課のほうで在庫分の管理をしておったのですが、その在庫分を各学校に公平に分けて、あらかじめ学校のほうにお渡しをしておいて、希望者にはお配りをして使っていただくような形に変えていこうかと考えております。

高森委員 ただ、これは税金でつくっているものから、それはちょっと問題があるかなと思います。それから当然、1年生から転校してくる子供たちの分を確保しておかなければいけない部分もあると思いますね。調整いただきながら、進めていただきたい

と思います。

末廣委員 裏のほうなんです、中央図書館の利用者のマナー違反についてですが、一切改善することがなかったって、相当これは怒っているんですけども、実際にこれを注意することはなかなか難しい問題だと思いますが、現状はどうなのでしょう。

中央図書館長 現状のほうも、警備の担当の巡回の職員がおりまして、適宜、長時間携帯電話をされている方については、ご注意申し上げます。ただ、ちょっとメールを打つとかそういったことについてはご注意していないんですけども、ある程度迷惑行為、もしくは席を占領される等がございましたときには、ご注意申し上げております。

末廣委員 その都度注意しているという。

中央図書館長 はい。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のウについては、方向どおり了承願います。

(2) 学務課 エ

矢下教育長 次に、学務課のエについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでは、区立小学校児童数増加への対応について、ご説明をいたします。資料は4をご覧ください。

区立小学校の児童数につきましては、平成25年度から一貫して増加の傾向が続いており、今後もその傾向が継続する見込みでございます。

そこで今後の児童数、学級数を推計し、普通教室の確保に係る対応策を検討いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず項番1、年少人口の現況と推計でございます。まず(1)の現況でございますが、グラフをご覧くださいと、これは、時点が昨年(平成27年)の4月1日となりますが、各年齢ごとの人口がグラフのとおりになっております。年齢が下がるほど数が多くなっているという傾向でございます。

実際にこのゼロ歳児の数、1,489というところがございます。このお子さんたちが、小学校に入学する段階まで、このままの数で上がってくるというのは、これまでの傾向上ございませんが、それでも、全体としてはやはり増えていくというところの傾向はございます。

(2)の推計でございます。区の基本構想の策定時に用いた人口推計によりますと、平成39年の新入学の人口がピーク、また、小学生全体の人口では、平成44年がピークとなっております。

続きまして、項番2、児童数・学級数の推計でございます。項番1の年少人口の現況と推計をもとに、各小学校ごとに近年の入学状況や指定校変更、区域外就学の制限をかけた場合の影響等を勘案して、児童数を推計いたしました。

また、その児童数に現在の学級編制基準を適用して、学級数を算出したしております。2ページをご覧ください。(1)の小学校全体の推計ですが、ピークとなる平成44年には、今年度と比較いたしまして、児童数にして約1,200名の増、学級数は30クラスの増となる推計となりました。

(2)の表は、小学校ごとの学級数の推計でございます。表の一番左に学校名を入れております。その右に、現況のまま普通教室として使用できる教室数、その右側には各年度の学級数の推計が入っております。この中で、表の中で網掛けとなっているところが、学級数が現況の普通教室数を超えるところでございますが、そのうち、太枠は特別教室等の転用によって対応が可能なところでございます。例えば上野小学校、それから金曾木小学校が、来年度、31年度が太枠で囲っている状況になっておりますけれども、今年度中に転用等のための改修工事を実施しており、教室数の確保は対応済みでございます。

この中で、台東育英小学校につきましては、34年度から二重枠線で囲んでおります。こちらは、ただいまのような、転用による対応等がこれ以上できず、それ以外の別の対応を要するという状況があるということでございます。資料の3ページをご覧ください。

項番3、台東育英小学校についての対応策についてでございます。まず(1)は、ただいまの推計で、台東育英小学校の分の児童数及び学級数を表にしたものでございます。(2)の学校運営に必要な整備というところは、この台東育英小学校の学級数、ただいまの(1)のところ、平成39、40年度、このところでピークの19学級というのが出ておりますが、これに対応するための必要なものとして、表にあります、普通教室の確保必要数が19教室となります。また、それに付帯する施設の整備として、給食室の拡張、職員室の拡張等が必要となってまいります。

続きまして、(3)の対応策案の検討でございます。こうした状況を踏まえて、幾つかの対応策の案を考え、それぞれ実際に適応できるかどうかといった検証を行ってまいりました。一番上の既存校舎の上に増築をするというものから、4番目の学校の移転までのところに関しましては、それぞれ、理由の欄に記入をさせていただいたとおり、必要な19教室の確保ができないという状況でございます。また、この中で整備が可能な案といたしまして、下の二つ、一部改築及び全面改築というものがございます。

まずこの一部改築のところでございますが、お手数ですが、資料をもう一枚めくっていただきまして最終ページに、ご参考として現在の校舎の平面図、1階・2階分をつけさせていただいております。こちらの、まず平面図の下のほうが1階になりますが、1階の向かって左手のところは幼稚園部分、育英幼稚園になりますが、こちらが入っている部分です。また、その上の平面図幼稚園の上のところには、屋体と書いてありますが、これが体育館になります。こういった形で、現状は幼稚園が1階、2階・3階部分が体育館となっております。この間、幼稚園が入っている部分と、そこから右側の校舎棟の部分ですが、このところが、実は建物の構造上別棟になっております。

そこで、左側の、幼稚園・体育館棟の部分を切り離して、そこを一旦解体し、ここにフ

ロアを増設した新たな建物をつくり、つなぎ直すという案でございます。1階に幼稚園、2階に学校の教室スペースを新たに設け、体育館部分を、1段上げた、3階・4階部分に置くという案になってございます。

お手数ですが、資料をお戻りいただきまして、4ページのほうにお進みいただきたいと思えます。ただいまの対応可能な策として残った二つのうち、(4)採用する対応策案でございますが、この二つの案を比較検討した場合に、全面改築という選択をした場合には、財政負担や工事期間の長さ等のデメリットが多いというところがございます。そのあたりを勘案し、先ほどご説明した、一部増改築の案で対応をしていきたいと考えているところでございます。

最後に、(5)の今後のスケジュールの案でございます。来年度31年度に、31年度から32年度にかけて、新たに増改築する部分の設計を行い、平成33年度から解体・増築の工事に入ります。工事期間は、約2年を予定しております。現在のところの台東育英小での対応策としての検討内容のご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

矢下教育長 　ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 　すごく急増しますね。これは喫緊の課題ですね。

高森委員 　数字について。1ページ目のこの棒グラフの教育人口推計による年齢別人口、これは人口ですね。台東区内の該当年齢の人口なのですが、例えば小学校6学年合計すると6,411名です。すると、裏の2ページの小学校全体の統計が、平成30年は、6,758名。ということは約300名は台東区外から来ているということになると思うのですが、これは児童数ですよ。こっちは人口ですね。この小学校に入る前のこれは、全部人口ですよ。

学務課長 　人口児童数でございます。

高森委員 　人口ですと、この小学校の6学年の人口が約6,400人、当然公立学校だけではなく私立の小学校に行く児童もいるのでしょうけれど、この2ページ目の小学校全体の平成30年の児童数6,758人ということは、約300人の差があるわけですよ。当然300人の中には、外から入ってくる子供たちもいるけれども、当然区民だけでも、台東区の学校に通っていない児童もいるわけですよ、そうすると、その差し引きでどのくらい外の区から台東区に来ているのか。それも含めて追及していかなければいけないと思うのですよ。そのあたりは、いかがでしょうか。

学務課長 　今、高森委員のご指摘があったとおりで、実際に人口の数を足し込んだものと、それから児童数の部分の差というところは、実際に区外から入ってきているお子さんというのを中心に構成されているのは間違いのないところでございます。

推計におきましては、先ほどご指摘いただいた指定校変更や区域外就学といった動き、また、それにかかる制限とか、そういったものの効果がどのくらい出るかといったところも含めて推計はしておりますので、実数としては、確かに30年度のところに関しては、単純に申し上げちゃうと、差の部分は外からということにはなりますけれども、その先は、必要なところには制限もかけたものを考慮しつつ数字はつくったということでございます。

高森委員 大変なことですよ。

樋口委員 台東育英小は、越境で他区地域からの通学者が少ないところですよ。なので、緊急性が高いということですね。

学務課長 そのとおりです。やはり外から入ってくるというところかなり影響が出るのであれば、入ってくる部分の制限をきちんとするというところで防げるところでありますけれども、実数としてそのエリアの数が増えているということが、防げないところ、対応しなければいけないところがございます。

高森委員 もう一つ、人口の件で、6歳から14歳までの就学期の人口数はわかったんですけども、このうち、実際に区立の学校に在籍している人数は何%くらいになるのでしょうか。90%以上は在籍していると考えてよろしいでしょうか。今回は中学は問題の対象にはならないのかもしれませんが、小学校だけでも知りたいところです。

学務課長 傾向として、先ほど申し上げたところの、実数から行くと小学校1年生で入学するところにたどり着くまでに、概ね台東区の場合は、1割くらい減っていったところがございます。その減っていったところを踏まえて、実際の学級編制をしながら、区外から入ってくるようなお子さんの数も、この編制に支障のない範囲で入れるという状況でやっておりまして、実際に数としますと、9割、そうですね、小学校に关しましては、ほとんどは来ていただいています。私立の小学校とか、そういったものが近隣にそんなにたくさんあるわけでもございませんので、概ね区立のほうでお預かりしている状況になっていると考えております。

樋口委員 今の人口が増えるという話において、校舎の改築の必要性という話を、マクロだけでやるのではなくて、地域でやらないといけないですね。

垣内委員 2点ありまして、この資料の2ページに入っていますけど、確かに台東育英小学校が、教室数が必要であると。越境を制約・コントロールしたとしても必要だというのは非常によくわかりましたけど、一方で、千束小とか石浜小とか。地域によっては、十分に充足できているところがあるという、地域差があるということですかね。

そのときに指定校変更は、少し流動性を持たせるようなことを想定したとしても台東育英小の場合は必要だという、そういう理解でいいのかというのが1点と、2点目は、ずっと人口が増え続けるという感じには、さすがの東京圏でも、社人研の推計なんかを見ると、全体が非常に小さくなって、都市部にどんどん集まっていくという中で、東京への流入というのはまだ続くと言われてはいますが、どこかの時点で、減ってくるらしいということも言われていて、減築というか、いずれどこかで何かフレキシブルに変えていくとかいうようなことも多分考えないといけないのかなと思うんですけど、そこらへんは、この一部改築の中には組み込まれる予定なのでしょうか。

学務課長 まず1点目のところにつきましては、少ないので誘導するようなところの策を、指定校変更等では特にっておりませんで、反対に、変更によって受け入れが厳しいところにさらに増えるというような、プラスになってしまう部分に関するところに

関しては対応しているということでやらせていただいております。

なので、このあたりのエリアも、人口が増えてきてくれば、当然学級数何かも上がってくるはずなんですけれども、現状はこのような形で推計を行っているということでご理解いただきたいと思います。

それから2点目の部分につきましては、今回、実際に台東育英小に関しては、資料の3ページのところの一番上に児童数・学級数の予測というところでもらせていただいております、一旦この今の予測では平成39年、40年の2カ年だけ19学級まで到達して、その後は緩やかに下がっていくかなという感じが見えている状態です。

その19教室を確保するためには、既にもう、現在の校舎で転用してしまっている部屋もございませし、また実際にこの整備をした後もぎりぎりではあるのですが、19教室用意できるようにつくっていかうという案で今検討をしておるところでございますので、そういった部屋に関しましては、かなり長期的に、全部普通教室として稼働している状態があった上で、徐々にあきが出始めるのか、あるいは出てきたとしてもその部屋はまたいろいろな指導にも使えるようにもなるとも思いますので、無駄にはならないのかなというところ、また、1階に幼稚園もありますので、そういったところでうまく活動ができるような空間とかに発展的に使えれば、それもいいのかなというふうには考えておるところでございます。細かい設計はこの後ということになりますので、いろいろなことを含めて設計をしていければいいのかなと思います。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課の工については、報告どおり了承願います。

2 その他

矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時30分 閉会